

# 意見書

## 三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より海岸事業1箇所及び地域水産物供給基盤整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

海岸事業に関しては、同年10月26日に開催した第6回委員会及び同年12月22日に開催した第9回委員会及び平成18年1月11日に開催した第10回委員会において、また、地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年8月4日に開催した第3回委員会及び同年8月31日に開催した第4回委員会及び同年12月1日開催した第8回委員会及び平成18年1月11日に開催した第10回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 海岸事業

##### 19番 五ヶ所港海岸 中津浜浦地区〔三重県の事業〕

19番については、平成8年度に事業着手し、その後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成17年12月22日に開催した第9回委員会において審査を行った結果、計画利用者数を踏まえた水質の変化予測（潜堤の海浜側の水質を含む）、養浜勾配の持続性、海岸の定性的な魅力について不明確であったため再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付するものである。

一、当事業は、当初計画時点において類似海岸の利用状況や水質の変化予測及び糾合性を踏まえた利用者予測などが行われておらず、事業の効果予測が欠けていたと思われる。したがって、今後、新たに同種事業の計画をされる場合は、事業完了後のマイナスの効果も

予測してそれを回避するような計画に努められたい。

一、事業後、効果を発揮し続けられるように事業中に地元自治体、地元住民と事業後の管理運営システム（清掃、イベントなど）の構築をされたい。

## （２）地域水産物供給基盤整備事業

### １０６番 相差〔鳥羽市の事業〕

１０６番については、平成６年度に事業着手し平成１２年度に再評価を行いその後おおむね５年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成１７年１２月１日に開催した第８回委員会において審査を行った結果、現計画の総合評価が極めて主観的であったことから現計画の妥当性を判断できなかったため再審議としたものである。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、事業規模の客観的な適正さと財政的事項に関する説明が混在していた。したがって、今後、このような事業の場合は両者を明確に区別して説明されるよう求めるものである。